

美深町の発注に係る、建設工事等の競争入札参加資格審査申請について、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第6項に基づく、同法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の5及び第167条の11による入札参加資格について、次のとおり定めたので、美深町財務規則（平成7年3月10日規則第1号）第100条及び第115条の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年12月 9 日

美深町長 草 野 孝 治



記

1 審査基準日 令和7年2月1日

2 入札参加に必要とする資格要件

(1) 基本的要件

- ① 参加しようとする競争入札等に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- ② 政令167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ③ 政令167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(2) 契約の種類別要件

① 工事の請負契約

工事の請負契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者であること。
- イ 申請しようとする月の初日現在において、前項の許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。ただし、前年度に資格を得ている者、協同組合及び協業組合はこの限りでない。
- ウ 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に、建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- エ 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、当該建設業に係る完成工事高を有していること。
- オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

② 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計

を業とする場合は、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員が3人以上であること。

③ 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び造林に係る契約

土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び造林に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員が3人以上であること。

④ 測量に係る契約

測量に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けたものであること。

イ 申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に、その事業にかかる売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員が3人以上であること。

⑤ 庁舎等清掃に係る契約

庁舎等清掃に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号）の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

⑥ 庁舎等警備に係る契約

庁舎等警備に係る契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請しようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。

⑦ その他の契約

物件の購入、役務の提供、その他の契約についての資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(3) 共同企業体に係る要件

① 共同企業体が資格者となろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種

についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。

② その他町長が定める共同企業体としての要件を満たす者であること。

(4) 協同組合等に係る要件

① 出資の額が当該事業を営むものに適合したものであること。

② 契約履行のために必要な職員（当該履行に関し技術的管理を必要とするものにあつては、技術職員を含む。）を確保していること。

③ 建設工事に係る契約であるときは、組合員たる資格者（級別格付基準によるC級又はD級に格付けされた者（当該年度の格付が未了の場合は、前年度において、同一業種においてC級又はD級に格付けされた者）に限る。）がその組合員の過半数を占めるものであること。

3 申請書類

(1) 建設工事に関するもの

① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（市町村統一様式）

② 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

※ 総合評定値（P点）が記載されているもの

③ 工事（事業）経歴書

④ 技術者名簿

⑤ 登記事項証明書（個人の場合は市町村長が発行する身分証明書）

⑥ 建設業法第3条第1項の規定による許可通知書の写し及び許可申請書別表の写し

⑦ 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し

⑧ 建設工事等競争入札参加資格申請書付票

⑨ 委任状（年間委任状）

⑩ 納税証明書（国税、道税、町税に未納がないことの証明書）の写し

⑪ 誓約書

(2) 建築設計、土木設計、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成、造林等に関するもの

① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（市町村統一様式）

② 建築設計に関するものにあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録通知書の写し

③ 測量に関するものにあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録に係る通知書の写し

④ 土木設計、地質調査及び技術資料作成に関するもので、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による登録を受けている場合は、その登録に係る現況報告書又は登録書の写し

⑤ 庁舎等清掃に関するものにあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の規定による登録に係る通知書の写し、庁舎等警備に関するものにあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定証の写し。

⑥ 登記簿謄本（個人の場合は市町村長が発行する身分証明書）

⑦ 設計等競争入札参加資格申請書付票

⑧ 建設工事の③から⑤まで、および⑨から⑪に掲げる書類

⑨ 決算書（直前1年度分）

(3) その他の契約（物品の購入、役務の提供等）に関するもの

その他の契約については、美深町様式か業者独自の様式に下記の必要書類を添付してください。（物品の購入の場合、町内業者については申請書様式が役場総務課総務グループにあ

ります。)

- ① 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る許可書、通知書又は証明書の写し
- ② 登記事項証明書（個人の場合は市町村長が発行する身分証明書）
- ③ 営業経歴書（美深町様式の場合は申請書内に記載してください）
- ④ 資格者名簿（営業に関し、法令の規定に基づく資格が必要な場合）
- ⑤ 委任状（年間委任状）
- ⑥ 納税証明書（国税、道税、町税に未納がないことの証明書）の写し
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 決算書（直前1年度分）
- ⑨ 印鑑届出書（申請書等に使用印鑑等の欄がない場合は、実印と使用印鑑の届出書を作成。印鑑証明書は不要です。）

- 4 受付期間 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
- 5 受付場所 美深町役場 総務課総務グループ管財係（2階）
- 6 競争入札参加資格の有効期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。